平成 28 年度包括外部監査結果報告書【要約版】

青森県包括外部監査人 倉成 美納里

第1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

青森県の食育及び食品ロスに関する施策及び事業の財務事務の執行について

第3. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

今年度の監査においては、主に以下の4つの理由から本テーマを選定した。

- (1) 食は人間の生命の源であること
- (2) 食は青森県の最重要課題であること
- (3) 食育施策は、将来的に長期間に亘る重要施策であること
- (4) 食品ロスは、世界的な資源と環境の問題でもあること

第4. 監査の対象期間

原則として平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)であるが、必要に応じて過年度に遡及し、また、一部については平成28年度も対象とした。

特に、食品ロスに関する施策及び事業については、10 年程前に実施した補助事業により 設置されたバイオマス設備等の保全状況を監査要点として監査を実施したことから、過去の 補助金執行事業年度に遡及して、関連資料を閲覧した。

第5. 監査の実施期間

平成28年7月29日から平成29年2月9日まで

第6. 外部監査の基本方針及び監査要点

包括外部監査の目的は、特定のテーマについて、県の財務事務の法規等準拠性の視点から監査を行うとともに、地方自治法第2条に定められた、最小の経費で最大の効果を目的とした事務の有効性、経済性、効率性の視点から監査を行うことである。今年度の監査においては、これらの視点に加えて、監査人に期待される役割として、不適正事務に対する批判的機能を重視し、予算執行の金額的重要性の如何に関わらず、執行金額の正確性、執行内容の真実性、正当性、合目的性等を十分に意識した。また、食育が国民運動であることを踏まえ、食育基本法の理念が県民に浸透し、普及と啓発が図られ、更には個別法による事業推進が、具体的に成果を上げているかどうかの視点も重要だと考えた。そのことから、県が設定すべき事業目標に対する事業評価の視点、事務事業の内部統制の視点、県が志向するPDCAサイクルによる事務事業の視点からも、批判性重視の立場から監査を行った。

第7 外部監査の対象組織

監査の対象とした組織(部、課、出先機関)は、下表に記載の通りである。

部、	課、出先機関の名称	報告書第5部の掲載ページ		
	食の安全・安心推進課	P. 43~P.73		
農林水産部	構造政策課	P. 73~P.86		
	農産園芸課	P. 86~P.89		
	りんご果樹課	P. 89~P.92		
	農村整備課	P. 92~P.94		
	総合販売戦略課	P. 95~P.109		
	水産振興課	P.110~P.115		
海南河 加加	がん・生活習慣病対策課	P.116~P.143		
健康福祉部	こどもみらい課	P.144~P.150		
	スポーツ健康課	P.151~P.163		
教育庁	生涯学習課	P.164~P.170		
	下北教育事務所	P.183~P.187		
下北地域県民局	地域健康福祉部、地域農林水産部	P.171~P.183, P.188~P.190		
上北地域県民局	地域農林水産部	P.190~P.193		
環境生活部	環境政策課	P.194~P.199		
農林水産部	農林水産政策課	P.200~P.212		

(注)

- ① 上表に記載した組織の他にも、令達予算の執行状況の確認を行うために、三八地域 県民局地域健康福祉部、同地域農林水産部にも往査した。
- ② 上表に記載した P.は、監査報告書本文の掲載ページを示しており、以下も同様である。

第8 外部監査の結果及び意見

1. 監査結果及び意見の対象部課別集計表

監査の結果及び意見の項目数の集計結果は、下表の通りである。監査の結果として集計された 41 項目(前年度は 43 項目)の指摘事項は、県から独立した外部の会計専門家からの指摘であるため、県は速やかに改善措置を講じなければならない。特に、不当事項の 9 項目(前年度は 8 項目)については、指摘事項の中でも、監査人が特に重要と考える事項である。このような重大な事務の誤りについては、再発防止策を速やかに講じるべきである。

(単位:項目数)

	監査の結果及び意見				山,快日数/
組織の名称	①不当事 項	1) 指摘事項 ②その他の 指摘事項	合計	(2) 意見	総合計
 (農林水産分野)	内	11個争块			
農林水産部食の安全・安心推進課	1	9	10	10	20
展外が産品 良の女主・女心性医院 同 構造政策課	2	3	5	7	12
				•	
同 農産園芸課	0	0	0	2	2
同りんご果樹課	0	0	0	1	1
同農村整備課	0	0	0	1	1
同総合販売戦略課	0	3	3	10	13
同 水産振興課	0	1	1	3	4
下北地域県民局 地域農林水産部	0	0	0	1	1
上北地域県民局 地域農林水産部	0	0	0	2	2
(健康保健分野)					
健康福祉部 がん・生活習慣病対策課	3	7	10	16	26
同 こどもみらい課	0	1	1	3	4
下北地域県民局 地域健康福祉部	0	0	0	3	3
(教育分野)					
教 育 庁 スポーツ健康課	2	1	3	3	6
同 生涯学習課	0	2	2	2	4
同下北教育事務所	0	2	2	4	6
(環境生活分野)					
環境生活部 環境政策課	0	0	0	6	6
農林水産部 農林水産政策課	1	3	4	1	5
合計	9	32	41	75	116

⁽¹⁾指摘事項は、法令等の準拠性に関する問題点及び、経済合理性の観点から見た重要性の高い問題点であり、県は速やかに措置を講ずるべきものである。その中でも、特に重要と考えられる事項、県の決算に金額的な影響を与える事項については、不当事項として記載している。

⁽²⁾ 意見は、事業の有効性、経済性、効率性の観点から、また、内部統制の観点から、事務の改善 を提案する内容を表示している。

2. 監査の結果

(1) 不当事項

以下は、不当事項9項目の概要である。

AH AM - F -	ط الد ما	不当事項番号及	不当事項の内容及び監査の結果
組織の名称	事業名	び掲載ページ	監査の結果
農林水産部 食の安全・ 安心推進課	次代へつなげるあ おもり食育県民運 動充実事業	1 — 1 (P.47)	市が主催した食育イベントの開催費用等について、補助対象経費として不当な内容が含まれていた。過年度分についても国への返還が必要である。
農林水産部	グリーン・ツーリ ズム新規需要創出 事業	6 – 1 (P.76)	補助団体に対する人件費補助について、勤 務時間の記録が不十分であり、かつ、法令に 違反する時間外労働により事業を実施して いる。
構造政策課		6 – 2 (P.79)	補助団体の事業実績を証明する領収書について、内容が不真正のものであり、会計処理が不透明な状況にあるが、補助金を交付している。
	健やか力総合推進 事業(健康づくり 推進のための基盤 整備事業)	1 7-1-1 (P.119)	委託先法人の委託事業対象経費について、 契約内容に合致しない不適当な経費や金額 誤りが発見された。計算上、422 千円の返還 を請求すべきである。
健康福祉部 がん・生活 習慣病対策 課	健やか力総合推進 事業 (煙からマモ ル環境整備事業)	1 7-3-1 (P.128)	補助金交付先から消費税の仕入れ控除税額報告書の報告を受ける定めになっているが、知識の欠如により実施しておらず、調査の結果、5件から約2千円の返還を受けるべきである。
	歯科口腔保健推進 事業	1 9 — 1 (P.140)	国庫補助事業として補助対象経費に含める べき共済費 45 千円を、担当者の事務誤りに より集計せずに実績報告書を作成したた め、23 千円の県負担が生じた。
教育庁 スポーツ健 康課	いきいき青森っ子 健康づくり事業 (青森っ子健康サポート事業)	2 2-2-1 (P.157)	国の委託事業における再委託先の事業費について、国の定めた法令、内規等のルールに準拠しない再委託先の実績報告内容を、県が十分に検査確認していない状況が検出された。
			(青森っ子健康サ
農林水産部 農林水産政 策課	「攻めの農林水産 業」強化推進事業	2 7 - 1 (P.206)	県内の協同組合が、過年度に国庫補助金により設置したプラント設備の一部について、県の承認を受けずに無断処分されていた。国への経営改善計画書の提出も遅延しており、モニタリング体制を改善して再発防止策の策定が必要である。

(2) その他の指摘事項

以下は、その他の指摘事項32項目の概要である。

組織の名称	事業名	指摘事項番 号及び掲載 ページ	不当事項の内容及び監査の結果 監査の結果	
	全般事項	1 (P.43)	県の食育推進計画について、国への報告指標と県の 指標とが不一致であり、国への実績報告内容に誤っ た記載がある。	
	次代へつな	1 — 1 (P.48)	国への実績報告書に記載誤りがある。	
	げるあお見 り食育県民 運動充実事	1 – 2 (P.48)	地域食育ネットワーク協議会の開催状況が確認できていないにもかかわらず、予算令達が行われ、本庁において予算執行の管理ができていない。	
農林水産部	業	1 – 3 (P.50)	市町村等への補助について、市町村の事業実績内容の 検査が不十分である。	
農州小座部(食の安全・安心推進課)	あおもり食 育サポータ	2 - 1 (P.55)	委託事業の検査確認において、領収書等の写しの添付 内容に疑義が生じた。	
	一活動推進 事業	2 – 2 (P.55)	国庫委託事業について、他の事業に財源を流用できた が、実績確認が十分でなかったことにより、国庫返還 となった。	
	野菜で健康 大作戦事業	3 — 1 (P.59)	レシピブック作成の委託契約について、一者随意契約、予定価格の設定、見積合わせ参加業者選定の点で、 透明性確保の観点から問題提起を行った。	
		3 – 2 (P.66)	国庫事業で配布するチラシについて、国への実績報告 内容とは異なる事業費として会計処理されていた。	
	食の信頼確 保推進事業	5-1 (P.73)「青森県食の安全・安心対策本部会議」の議事 県のホームページに掲載されていなかった。		
	グリーン・ ツーリズム 新規需要創 出事業	6 – 1 (P.80)	補助金交付団体の源泉所得税処理の誤りを、県の検査 確認事務において発見できていなかった。	
農林水産部構造政策課		6 - 2 (P.80)	国への交付金申請書の添付書類に、記載内容の誤りが 発見された。	
		6 – 3 (P.81)	県に事務局を置く団体の事務局長を、県職員が兼務する場合に、職務に専念する義務の免除手続きが遅延していた。	
農林水産部総合販売戦略課	味覚を育む 「だし活」 事業	1 1 – 1 (P.96)	産地証明書が添付されていない使用申請書があったり、「できるだし」のパッケージデザインが、マニュ アルと異なっているものがある。	
		1 1 - 2 (P.97)	プロポーザル契約による原契約に、随意契約による追加契約を締結していた。	
	「あおもり 食 の エ リ ア」活性化 事業	1 2 - 1 (P.102)	「あおもり食のエリア」ホームページの管理を業務委託しているが、削除すべき内容が削除されていないにも関わらず、検査確認においては適正として処理していた。	
農林水産部水産振興課	漁業の担い 手確保・育 成事業	1 5 — 1 (P.112)	パンフレット作成の委託費の予定価格の決定において、最低価格による契約を行うために、改善策を講じる必要がある。	

	健やか力総	17-2-1	県が作成し、ホームページで公開した情報誌の名称
	合推進事業	(P.122)	が、他者の商標権を侵害するリスクがある。
	(「健やか	(1.122)	レッツ・スタート・ウォーキング事業の定員充足率が
	力」応援事	17-2-2	低迷したことにより、不要なコストが生じているた
	業)	(P.124)	め、改善策を講じる必要がある。
	<i>^</i> /		おくい音味を描しる必要がある。 若者の禁煙サポート推進事業において、県が単独で対
		17-3-1	石省の宗産りが 「福延事業において、宗が革然で対 応した者について、支援計画書や支援実績報告書が未
健康福祉部		(P.129)	心した石に フィー・・・ 文版 日 画音
がん・生活	健やか力総	17-3-2	禁煙モニターの終了者から、提出を受けるべき変更届
習慣病対策	合推進事業	(P.129)	宗在 ローケーの
課	(煙からマ	17-3-3	医療機関等から提出された事業実績報告書において、
	モル環境整	(P.130)	記載誤りが発見された。
	備事業)	(1.100)	国へ提出した事業実績報告書と、県の事業別決算集計
	/m - ///	17-3-4	表とに不整合が発見された。積算内訳も根拠のない内
		(P.130)	訳であり、国への実績報告書は正確な内容で作成する
		(1.100/	必要がある。
	歯科口腔保	19-1	ポスター印刷の委託契約において、分割契約すること
	健推進事業	(P.142)	で割高なコストが算出された。
		, ,	保育連合会に対する補助金について、事業内容の大幅
健康福祉部	保育所発!		な変更があったことを把握できていなかった。また、
こどもみら	子ども元気	20-1	検査確認事務の中で、極めて短期間の中で交付決定額
い課	スリムプラ	(P.146)	と交付確定額に多額の乖離が生じたことについても、
	ン事業		検証事務が必要であった。
+1	子ども健康		指導教材を追加発注した際に、当初の教材作成委託は
教育庁	促進事業(あおもり型給	2 2-1-1 (P.154)	委託契約によっているにも関わらず、物品購入調書に
スポーツ健			より購入手続きが行われていた。委託契約による手続
康課	食普及事業)		きが行われるべきであった。
教 育 庁	地域で進め	2 2-3-1	親子健康キャンプ事業の定員充足率が著しく低迷し
	るすくすく 青森っ子育 成事業 (P.10 (P.10	(P.165)	ており、費用対効果の点から問題提起を行った。合わ
■ 教 同 月 ■ 生涯学習課		(1.100/	せて、有効な広報活動の必要性も提言した。
上1年了日际		22-3-2	親子健康キャンプ事業において、不要な物品購入を行
		(P.168)	っていた。
	下北の子ど	23-3-1	健康教室講師派遣料の支出に関する会計処理は、報償
下北教育事	もと家庭の	(P.184)	費ではなく委託費が正当であった。
務所	ヘルスアッ	23-3-2	レシピコンテストの審査員に対する報償費等につい
	プ事業	(P.184)	て、源泉徴収事務に誤りが発見された。
	「攻めの農林水産業」	27-1 (P.203) 27-2 (P.204)	冊子「青森県バイオマス活用推進計画」において、金
農林水産部農林水産政			額の記載誤りが発見された。
			民間事業者が国庫補助金により設置した、ホタテ貝殻
			を利用した凍結防止剤の製造事業について、当初事業
			計画の審査が不十分であった。この販売計画には県も
		<u> </u>	一翼を担う立場で承認を行っているが、経済合理性、
策課	強化推進事		将来事業リスク等を慎重に判断する必要があった。
	業	27-3	国庫補助事業で設置された飼料製造設備について、国
			の事業評価において計画達成率が基準値を下回って
		(P.209)	いる事案があるが、経営改善計画の実効性が乏しく、
			今後の計画変更を睨みながら、県の取組みの強化が必要です。
			要である。

3. 監査の結果に添えて提出する意見

(1) 人財育成の課題

食育施策を推進するためには県内の人財育成が必要不可欠であるが、食育推進費の当初 予算額に対する決算額上の予算消化率が、69.4%と低い事業実態も含めて、全体として現 状に物足りなさが感じられた。以下に記載した名称の肩書等は、食育に関連するものであ り、県の食育事業の主体的役割を担うことが期待される人財である。県では、地域づくり の礎は「人財」にあると認識しており、人財育成を県の重要政策に掲げていることから、 以下に記載した現状と監査人の意見を踏まえて、食育関連分野の人財育成を更に推進しな ければならない。

人財の名称	業務内容等	現状に対する意見
あおもり食育サポータ	地域の保育所・学校等において、ボ	活動状況が低下傾向にある
<u>~</u>	ランティアで食育の指導をする人	【意見2-1】
食育コンシェルジュ	食育サポーターに対する助言、指	本来の業務を行う以外に、食育サポー
	導、支援をする人	ター業務が増えている
		【意見2-1】
食命人	健康に配慮した食事を作り提供す	登録抹消者が増えたことで、活動に懸
	る、県が認定した料理人	念が生じている
		【意見4-3】
青森県グリーン・ツー	グリーン・ツーリズム客を受け入れ	県受入協議会の事務局を県職員が担
リズム受入協議会	る団体の連携等を目的にした民間	っている
	団体	【意見6-1】
グリーン・ツーリズム	グリーン・ツーリズム客の新規開	現在、県内には 2 団体しか引き受け
のコーディネーター	拓・拡大に向け、国内外に対してプ	手がいない
	ロモーション業務を行う	【意見6-2】
農林漁家民宿実践者	グリーン・ツーリズム客を受け入れ	開業講座の開催回数が減少傾向にあ
	る農林漁業者	る【意見7-1】
青森りんごマスター、	県が養成した、りんごの食育活動を	県内の食育活動が思わしくない
りんごシニアマスター	行う講師 (全国に在住)	【意見9-1】
栄養教諭	学校に配置された食育担当教諭	同上
		【意見9-1】
青森県だし活協議会	販売業者及び流通業者等の 10 者で	自立化のためには、更なる入会者が必
	組織し、県に事務局を置いている	要となる可能性がある
		【意見11-1】
青森のおいしい健康応	県の栄養・食生活の目標項目を踏ま	登録店舗数が目標 500 店舗に対して
援店	えたメニューを提供する、県が認定	18 店舗に低迷している
	した飲食店	【意見16-1】
青森県食生活改善推進	食育推進をボランティアで行う人	県の食育事業の多くを担う協議会と
員連絡協議会	の団体の県全体の組織で、事務局を	して、財政基盤の充実のためには、人
	県に置いている	財の拡充が必要である
		【意見17-2-2】
健康リーダー	職域において、健康づくりに関する	養成講座研修会が開催されていない
	知識を持ち、従業員に対して健康づ	地域がある
	くりの実践を促すことができる人	【意見17-1-1】
かみきた畑美人	上北地域の若手の女性農業者	登録者、参加者が少ない
		【意見25-1】

(2) 契約事務の現状と改善策

本監査の結果、契約事務に関する問題点が数多く発見された。その具体的内容は、主として県民に向けた周知、啓発を目的とした広報物、情報提供を目的としたホームページの委託契約について、随意契約の方法により契約行為を行う事務が数多く見受けられたことについて、契約事務の透明性と競争性の確保、連年契約による契約先との責任の明確化、事務の費用対効果の観点から、改善が望まれる問題点が認められた。その内容は、監査報告書第4部30ページに詳細に記載している。

(3) 事業別収支予算・決算の現状と改善策

本監査においては、監査対象とした個別の事業の決算数値について、県が作成する「決算統計節別集計表」を基礎にして、財務数値の監査を行った。監査テーマとして選定した事業の監査を行う前提として、監査人に提供された事業別の財務データの正確性は確保されなければならないと考える。また、県の予算編成方針として、「取組みの重点化」が掲げられ、予算策定事務において、歳出抑制と事業効果の検証を目的として、部局政策経費については事業単位で節別に金額を集計し、目単位で予算書を作成している実態がある。そのため、県が自ら作成した財務データとして、真実性、適正性、検証可能性、比較可能性が確保されるべきものである。

しかしながら、本監査の結果、数多くの不適切な流用あるいは付け替えの不適正事務の実態が明らかとなったため、予算と決算の比較可能性、成果指標としての達成度測定、事業の有効性、経済性、効率性の評価、国への実績報告数値の検証可能性の点から、それらの事務の改善が必要だと判断された。その内容は、監査報告書第4部の31ページ以降に詳細に記載している。

(4) PDCA事務と内部統制の改善策

青森県は、マネジメントサイクルによるPDCA事務を徹底することにより、事務の効率化と事業の有効化を図ることを事務事業の基本方針として掲げている。最近の報道によれば、総務省は、地方自治体の無駄遣いや不適正支出を防止することを目的として、内部統制を制度化して、首長に対して内部統制組織の構築を義務化する内容とする地方自治法の改正を予定している。このことからも、県の内部統制の現状を把握し、その弱点を分析し、改善策を提案することは、非常に有意義で重要な監査テーマである。本監査の結果、前年に引き続き、県の内部統制の脆弱性が発見され、それらの具体的なリスク事例を示しているが、その内容は、監査報告書第4部の37ページ以降に詳細に記載している。

4. 総合意見

本年度の包括外部監査の総合的結論として、県の事務においては、ヒト、モノ、カネ、情報、サービスの全ての面において、改善が必要な事項が相当数発見された。これらの報告内容について、県は改めてPDCAサイクルを展開させることによって、再発防止を図るとともに、今後の事務の適正化を図るために、事務の改善策を速やかに講じるべきである。

以上